

風致地区内行為完了(廃止)届の添付書類について

風致地区内許可行為を完了し、又は廃止したときは、「**風致地区内行為完了(廃止)届**」を市長に速やかに提出してください。

完了届には次の書類を添付してください。

行為の種類	添付書類（重複する書類等は省略できます）
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none">・完成図（軽微な変更があった場合）・植栽等の写真（植込本数と樹高、植込場所のわかるもの）・建築物等の全体写真（形態・色彩のわかるもの）、・検査済証の写し（建築基準法）
宅地の造成等	<ul style="list-style-type: none">・完成図（軽微な変更があった場合）・植栽の写真（植込本数と樹高、植込場所のわかるもの）・造成地の全体写真・検査済証の写し（開発行為、宅地造成等規制法の対象の場合）
工作物の新築等	<ul style="list-style-type: none">・完成図（軽微な変更があった場合）・工作物等の写真（形態・意匠のわかるもの）・植栽等の写真（擁壁の意匠として必要な場合）・検査済証の写し（開発行為、宅地造成等規制法、建築基準法の対象の場合）
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none">・完了図（軽微な変更があった場合）、・伐採後の写真及び補植した樹木の写真（植込本数と樹高、植込場所のわかるもの）